平成２３年（フ）第１６６８７号
神奈川県川崎市高津区末長1295―102
債務者　河部　　徹
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６９２号
東京都江戸川区北篠崎２丁目22―４
債務者　原田　聡子（旧姓和久石）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６９５号
東京都目黒区自由が丘１―18―５、住民票上の住所宮城県仙台市泉区南光台３丁目30―８
債務者　佐藤　敏子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６９７号
神奈川県横浜市青葉区しらとり台33―２―A―203
債務者　桑原　幸男
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６９８号
東京都荒川区荒川１丁目９―７
債務者　岸　　和孝
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６９９号
千葉県松戸市八ケ崎６丁目59―16
債務者　伊藤　美穂（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７０２号
神奈川県川崎市川崎区藤崎３丁目４―20―201
債務者　豊里　友重
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７０３号
神奈川県川崎市麻生区片平５丁目22―３―３
債務者　小木曽麻紀（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７１１号
東京都杉並区高円寺南５丁目22―８―203
債務者　小城　晴美
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７２４号
東京都板橋区大谷口２丁目10―７
債務者　伊部　千春
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７４４号
神奈川県横浜市金沢区釜利谷南２丁目15―１―506
債務者　栗原さよ子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７４６号
東京都立川市若葉町１丁目13―２―５―205
債務者　岩崎　邦彦
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７５１号
東京都杉並区成田東２丁目31―16　さつき荘７
債務者　久保　　實
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７５２号
東京都西東京市東伏見１丁目１―５―203
債務者　家竹　隆之
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７５４号
東京都豊島区南大塚２丁目25―21
債務者　宮地　　賢
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部